

19世紀右岸ウクライナにおけるユダヤ人の領地賃借

松村 岳志

1. はじめに

18世紀末のポーランド分割後にロシア領となった右岸ウクライナには、多数のユダヤ人が居住していた。その多くは零細な商人や手工業者であったが、一部は居酒屋などを領主から賃借して経営していた⁽¹⁾。これが賃借（аренда、アレンダ）、賃借経営（арендное содержание、アレンドノエ・サジエルジャーニエ）と言われるものである。これについては、ユダヤ人が居酒屋等の賃借により農民を「搾取」しているという主張⁽²⁾、さらに、ユダヤ人による農民の「搾取」が農民の反感を招き、1881年のポグロムのごとき反ユダヤ暴動を生んだとする主張⁽³⁾がある。ロシア政府もユダヤ人による居酒屋の賃借を有害視したようで、数々の制限を加えている⁽⁴⁾。

だが、居酒屋の存在により、いかに大きな社会問題が発生していようとも、このような消費局面での経済事象の分析のみから、19世紀右岸ウクライナのユダヤ人をめぐる諸問題の本質に迫ることはできない。例えば、これまでの研究が、当地のユダヤ人の役割を第一に居酒屋賃借の中に求めているからといって、ポグロムの原因を直ちにユダヤ人の酒販売の中に見るのはあまりに短絡的であろう。このような問題を論じるにあたっては、まずもって、19世紀のこの地方の生産諸関係、そして支配＝被支配関係の中でのユダヤ人の役割を実証的に解明しなくてはならない。ユダヤ人の経営活動は酒販売などの商業には限られていなかった。彼らは賃借した酒造所の経営においても一定の役割を果たしており、領地そのものの賃借経営によって農業生産に参加することもあり、さらに、領地の賃借のみならず、その購入すら行っていた。そして、ロシア政府が酒販売以上に厳しく制限したのは、購入または賃借によるユダヤ人の領地経営であった。

ユダヤ人の領地賃借経営をめぐっては、19世紀から様々な議論があつた⁽⁵⁾が、その意義や特色が客観的な数値をもとにして検討されることはあまりなかつたし、あつたとしてもそれは、地域による相違を無視した一般的な議論であった⁽⁶⁾。特に、右岸ウクライナにおけるユダヤ人の領地賃借経営に関する学問的な研究は少ない。十月革命直後のソ連ではこの問題に若干の関心が寄せられた⁽⁷⁾が、その後はソ連崩壊に至るまでほとんど研究は存在しない。例えば、ア・エム・アンフィモフの著書『20世紀初めのロシアにおける土地賃借』の中では、右岸ウクライナをはじめとするユダヤ人居住地域での土地賃借の描写に相当な紙幅が割かれているが、ユダヤ人の役割には全く言及がない⁽⁸⁾。欧米でも、ロシアにおけるユダヤ人による領地賃借経営が研究の主要なテーマになったという事例は寡聞にして聞かない⁽⁹⁾。

ロシアのユダヤ人史に関しては、我が国にも一連の研究があり⁽¹⁰⁾、ユダヤ人と右岸ウクライ

ナ農民との関係についても、盛んに言及がなされてはいるが、右岸ウクライナにおけるユダヤ人の領地賃借は、なぜかほとんど問題とされていない。

2. ユダヤ人による領地経営請負契約クレステンツィヤ

19世紀の右岸ウクライナはキエフ、ポドリヤ、ヴォルイニの3県からなっていた。キエフ県とポドリヤ県の大部分、およびヴォルイニ県の一部は肥沃で人口稠密な森林ステップ地帯に属しており、ポドリヤ県の一部は肥沃だが人口密度の低いステップ地帯に属していた。最後にヴォルイニ県の大部分とキエフ県の一部とは、人口密度が低く、水はけの悪い低地に森林が広がる低森林地帯（ポレシエ、полесье）に属していた⁽¹¹⁾。以上のうち、19世紀の右岸ウクライナ経済において最も重要な意義を有していたのは、甜菜生産地である森林ステップ地帯である。

右岸ウクライナには大ロシア諸地域に特徴的な土地割替共同体はほとんど存在せず、土地は農戸別に保有されるのが普通であった⁽¹²⁾。農民は、保有する分与地や屋敷地、そして役畜の数量あるいは有無に応じて、大ロシアには見られぬ4階層に分かれていた。それはチャグロ（тяглыe хозяйства、有畜経営）、ペシイ（пешие хозяйства、手賦役経営）、オゴロドニク（огородники、菜園主）、ボブリイ（бобыли、極貧農）というもので、領主直営地の耕耘は主にチャグロ経営が遂行することになっていた⁽¹³⁾。しかし、右岸ウクライナ森林ステップ地帯では、遅くとも1820年代以降このような秩序は崩壊する。海外市場での穀物需要増大に伴って、領主直営地が発展し、同時に領主が農具や役畜も所有するようになった結果、農奴制のもとでありながら、農民が徐々に賃労働的性格を持つようになったのである⁽¹⁴⁾。これは同じく領主直営地経営が発達していた大ロシア中央黒土帯にはあまり見られぬ、右岸ウクライナの特徴である。農奴解放に際してもチャグロ、ペシイ、オゴロドニクという階層別に、解放前の土地利用に応じて分与地が割り当てられたため、農奴解放前に領主地農民の圧倒的多数を占めていたペシイとオゴロドニクの零細経営は、そのまま旧領主の大農場での雇用労働による賃金収入に依存し続けることになった。こうして19世紀末の右岸ウクライナで見られるようになったのが、役畜を備え、小麦や甜菜を市場向けに生産する旧領主の大農場と、この大農場の雇用労働力の中核としての役割を担いつつも、いまだに経営を全面的に放棄したわけではない零細農民経営との二重構造、いわゆるプロシア型資本制農業である⁽¹⁵⁾。その起源は、農奴解放前にすでに大規模に行われていた、領主による農民の労働力の日雇い労働者としての利用という右岸ウクライナ独自の慣行なのである⁽¹⁶⁾。

さて、ポーランド王国時代にはユダヤ人による領地賃借がしばしば見られ、彼らが領地の農民に対して裁判権を行使する場合もあったという⁽¹⁷⁾。しかし、ポーランド王国は度々、ユダヤ人による領地賃借を禁止する法令を発布しており⁽¹⁸⁾、ユダヤ人による領地賃借は明らかに法令違反であった。ロシア政府もまた、ユダヤ人領地賃借に関しては、ポーランド王国の禁止政策を踏襲していた。例えば、有名な1804年の「ユダヤ人に関する規定」には、ユダヤ人による農村での賃借経営の禁止が明記されており、これによって領地賃借経営も禁止されていたと考えられる⁽¹⁹⁾。

その後、1813年2月20日に、ユダヤ人による領地の賃借や管理を禁止する法令が承認され

た⁽²⁰⁾。この1813年2月20日の法令は、単なる脱漏なのかそれとも意図的な隠ぺいの結果なのかもわからないが、『ロシア帝国法律大全』(Полное собрание законов Российской империи) の当該日の項には記載されていない。しかし、この法令に従って、同年キエフ県で、ユダヤ人の領地賃借者から領地が没収されて、本来の所有者の手に戻ったという記録がある⁽²¹⁾ので、その存在は疑いない。1816年にはリトアニアのグロドノ県でユダヤ人がクレステンツィヤ (крестенция) またはクレスツエンツィヤ (крестенция) という方法で事実上領地を賃借していることが発覚したため、1819年3月27日の法令により、リトアニアおよび右岸ウクライナ等の西部一帯でクレステンツィヤが禁止された⁽²²⁾。その後、1823年4月11日の法令⁽²³⁾の中では、クレステンツィヤという言葉は用いられていないが、白ロシアのモギレフ、ヴィテブスク両県でのユダヤ人による「領地の賃借」が、農村部でのそのほかの施設の賃借や酒販売と共に禁止されている。また、ミンスク県で農民の窮状を放置した領地管理人らが裁判に付された際の1825年10月22日の法令は、領地をユダヤ人に賃貸した領主の処罰について触れている⁽²⁴⁾。さらに、1835年には、ユダヤ人問題に関する特別委員会が既存の各種法令を整理して、新法を発布したが、その中でもやはり、ユダヤ人による領地の入手、賃借および領地管理業務への関与などが禁止されていた⁽²⁵⁾。加えて、1840年にも再びクレステンツィヤを禁止する法令が出されている⁽²⁶⁾。

以上のように、少なくとも1816年から1840年までの間、右岸ウクライナ、白ロシア、リトアニアからなる帝国西部一帯で、ユダヤ人による領地賃借は、ポーランド時代同様、何度か禁止令が出されたのにもかかわらず行われており、その一部はクレステンツィヤまたはクレスツエンツィヤという形を取っていたのである。

それではクレステンツィヤとはいったいなんだったのだろうか。それは酒造所を賃借経営するユダヤ人が、刈り入れ前に領主から穀物を購入することを先約し、あわせて収穫作業も請け負う契約であった。1819年3月27日の法律が詳しく定義し⁽²⁷⁾、さらにルトチエンコ、ザベリン、ブリュメンフェルトらが解説を加えているところによれば、クレステンツィヤ契約においては、領主はユダヤ人と契約して、貨幣と引き換えにユダヤ人に自分自身の所有する農奴農民を引き渡し、ユダヤ人は農民を、領地の穀物の取り入れ、草刈り、脱穀、賃借経営する酒造所への穀物と藁の輸送、また酒粕によるユダヤ人所有の牛の肥育に使役することになっていた⁽²⁸⁾。なお、1819年3月27日の法律は、「領主たちは……クレステンツィヤの名のもとに、ユダヤ人に、自分たちが播種した耕地の将来の収穫の全てを先物販売している」と述べており、領主にとってのクレステンツィヤ契約の意義の一つとして、生産物市場化の際のリスクをユダヤ人に負わせることができたことを示唆している。他方、ユダヤ人酒造業者にとっては、クレステンツィヤ契約は、原材料の安定的調達と利潤の拡大とを意図した、生産の垂直的統合の一形態であった。

しかし、クレステンツィヤ契約の意義は、ユダヤ人酒造業者が一種の青田買いとして、領主から穀物を購入する点にあつただけではない。重要なのは、むしろ、クレステンツィヤ契約において、農民の労働力をを利用しての収穫作業をユダヤ人が請け負っていたという点である。つまり、クレステンツィヤ契約ではユダヤ人が領地経営の一端をになうことになっていたのである。政府がクレステンツィヤ契約をユダヤ人による領地賃借経営の一種とみて度々禁止令を出したのはこ

のためであろう。

以上のように、19世紀前半の右岸ウクライナでは、ユダヤ人の領地賃借は、たびたびの禁止令にもかかわらず、時にはクレステンツィヤという形をとって行われていたのである。

ここで、さらに、クレステンツィヤという形を取らないで、領地賃借が行われる場合の経営形態を検討しておこう。資料とするのは、『キエフ県統計記録』(1852年)に引用されているポーランド人貴族による領地賃借契約書2点である。当時の右岸ウクライナでは、生活に窮した無領地あるいは小領地のポーランド人貴族が通常3年の期限で領地賃借を行っており、1847年には、キエフ県の領地総数の12%がポーランド人貴族によって賃借されていた。ここで分析対象になるのはそのような領地賃借契約書であって、一点は1843年のもの、もう一点は1849年のものである。仮にこの二つの契約書の内容が平均的なものであれば、これらから当時の領地賃貸借一般の内容を推し量ることができようし、さらにまた、クレステンツィヤ経営以外のユダヤ人に對する領地賃借契約の内容も推測しうるであろう。

第一に、これらの賃借契約は、不動産としての土地だけでなく、その土地を含め、経営組織としての領地全体にかかるものであった。どちらの契約書も第1項に、領地内にどの階層(チャグロ、ペシエ、オゴロドニキ、ボブィリ)の農民が何戸住んでいるのかを記している。領地の不動産のみならず、農奴そのものや道具、器具、什器にいたるまで、多岐にわたる動産もまた、賃借物件に含まれていた。次に、この契約は、賃借契約であって、それゆえ、賃借人は各種動産についても現状維持義務を課されていた(1843年の契約の第7項、1849年の契約の第10項)。第三に器具類まで現状維持を要求された賃借人が農奴を恣意的に扱えるはずもなく、1843年の契約では、農民の義務負担から農民処罰の方法に至るまでおびただしい規制(第2、第5、第6、第9—第19の合計13項)が賃借人の自由を制限していた。1849年の契約にはこれほど厳しい規定はないが、それは第4項で領地台帳規則の順守が定められており、この領地台帳規則で農民の義務負担や責任、彼らに対する処罰が厳密に規定されていたからである⁽²⁹⁾。

かように右岸ウクライナで1840年代にポーランド人貴族が行っていた領地賃借は、決して不動産としての土地だけの賃借ではなくて、むしろ領地経営の請負ともいべきものであった。このような形態の領地賃借が一般的であったとするならば、クレステンツィヤ以外の形でユダヤ人が領地賃借を行っていたとしても、その実態は同じような経営請負という形態をとっていたと推測できる。したがって、農奴解放前のユダヤ人による領地賃借は、クレステンツィヤであろうとなかろうと、事實上経営請負というべきものだったと考えられる。

3. 農奴解放とユダヤ人による領地賃借・購入問題

1861年に実施された農奴化法の仕組みの大要は以下の通りである。まず、解放後農民が受け取る分与地面積と、解放の対価として支払う義務償却金の金額とが決定され、土地証書が作成される。この段階で農民は、義務償却に着手するまで一時的に領主に対して一定の給付を遂行する義務を負う「一時的義務負担農民」となる。しかし、義務償却金は巨額であって、通常農民はこれを一度に支払うことはできない。そこで、農民に代わって国家が、義務償却金を領主に支

払う。これにより、農民は、領主に対してではなく、国家に対して義務を負うことになる。その後、農民は国家に対して49年間に及ぶ義務償却金の分割支払いを開始する。この段階で、土地証書は償却証書に切り替えられ、農民は「農民=土地所有者」として分与地の所有者となる。ただし、義務償却金が全額支払われるまで、農民がこの土地を勝手に処分することはできなかつた⁽³⁰⁾。農奴解放後、領主は、農民に分与されなかつた土地、すなわち、領主直営地のみの地主となつた。この後、右岸ウクライナでは、資本主義的農業経営がさらに著しく発展することになる。

農奴解放に際して、右岸ウクライナのユダヤ人も領地の賃借および購入を許されることになった。

まず、ユダヤ人の領地賃借は、1861年2月19日に皇帝の承認をえた、「農奴的従属を脱却せる農民に関する法令発布以降の、人の住む領主地および領地の譲渡、相続、入質、賃借に関する、皇帝の批准を得たる国家評議会の見解」という法令⁽³¹⁾により許可された。この法令は第1節で領地の譲渡、入質、相続を規定し、第2節で賃借を規定していたが、第2節第1項では、領地をユダヤ人を含め「全ての身分の人に」賃借することが許されていたのである。

ところで、ユダヤ人による領地賃借を認めた、この「国家評議会の見解」はユダヤ人による領地所有は禁止していた（同法第1節第3項、第4項）。ここでいう領地とは領主が所有している土地の全てではなく、「農民と領主との間でいまだに義務的な関係が維持されている」⁽³²⁾ 土地のみをさしていた。農民の分与地でもなく、また、農民が付属していない土地は、単なる私的所有地であり、すでに1804年12月9日の「ユダヤ人に関する規定」以来、ユダヤ人はこのような土地の所有を認められていた。そして、農奴解放により、土地証書が作られ、さらにそれが償却証書に切り替えられて、領主に対する農民の義務的な関係が消失した場合、農民分与地を除いて、そのような領地の一部または全部の購入はユダヤ人にゆるされることになった。「ユダヤ人は購入そのほかの方法で、農民と所有者との間の義務的な関係が最終的に撤廃された領主領地に属する土地および用地の完全な私的所有権を獲得することができる」と規定した1862年4月26日の法令⁽³³⁾は、このことを積極的に宣言したものであった。

加えて、右岸ウクライナでも貴族領主の大部分を占めていたポーランド人が翌1863年のポーランド本土での反乱に呼応した際、ロシア政府は、ポーランド人貴族に「対抗する闘いの足場を農民のなかに築こうと望ん」で、農奴解放令の一部を農民に有利に修正した。かくして1863年7月30日の法令により、右岸ウクライナの全ての領地において、領主に対する「一時的義務負担農民」の義務は廃止された⁽³⁴⁾。このため、右岸ウクライナの全ての領地が、ユダヤ人にも購入可能なものとなつた。

しかし、こうして得られたユダヤ人の領地購入権はまもなく取り消された。というのも、ユダヤ人に対する領地購入の許可は、1863年の反乱でポーランド人貴族の潜在的反逆性がそれまで以上に明白になった後に、ロシア政府が右岸ウクライナで展開したポーランド人貴族抑圧政策と、結果的に矛盾したからである。

このときロシア政府は、右岸ウクライナを含む帝国西部におけるポーランド人貴族の力の源泉

がその土地所有であるとみなし、隙あらば独立をねらうポーランド人勢力に対抗して、当地にロシア人土地所有者を植え付ける「ロシア化政策」を展開した。ここで政府が期待したのは、ポーランド人の領地所有に制限を加えれば、彼らが手放した土地をロシア人が購入するだろうということであった⁽³⁵⁾。しかし、もし、ユダヤ人にも領地の購入が可能であれば、ポーランド人が手放した領地は、ロシア人ではなくて、ユダヤ人に購入されてしまう恐れがあった⁽³⁶⁾。そのため政府は1864年7月10日に、西部の全域においてユダヤ人による領地獲得を禁止する法律⁽³⁷⁾を承認した。

以上のように、ユダヤ人による領地購入をめぐって、農奴解放後の当局の対応はやや混乱気味であった。このことが示しているのは、ユダヤ人による領地購入の当否という問題が、ただ単に異教徒であるユダヤ人への、キリスト教徒である農民の管理権委任の当否という問題にとどまるものではなかったということである。この問題は、ポーランドから奪取したロシア帝国西部一帯のロシア化政策と密接に関連していた。この点を無視して、ただ単にユダヤ人差別の故に、あるいはユダヤ人による農民搾取の故に、ユダヤ人の領地購入が許されなかつたなどと論じることはできない。ブリュメンフェルトが言うように、「……西部ロシア諸県ではユダヤ人がこの権利（=土地所有権）を奪われたが、この政策はユダヤ人領主が有害であるという経済的理由から出たものではなく、西部を可能なかぎりロシア化し、ポーランドびいきのユダヤ人のような、このロシア化の障害になる人々を排除したいという政治的な理由・願望からでたものであった」⁽³⁸⁾。

ただし、ユダヤ人による領地の購入にはいくつか抜け道があった。その一つは株式会社の利用である。1866年以降、右岸ウクライナでは株式会社形態の甜菜糖工場の設立が盛んになった。これらの株式会社は自由に私的所有地を購入することができたが、土地購入を禁止・制限されていたユダヤ人やポーランド人が株主になることは全く問題がなかつたのである。したがつて、このような株式会社はユダヤ人による領地購入の隠れ蓑となり、株式会社名義でユダヤ人やポーランド人が購入した土地の総面積は合計4万デシャチナにのぼったという⁽³⁹⁾。

第二の手段は、期限を12年から30年、あるいはそれ以上にした長期賃借である。先に見たように、期限3年程度の短期領地賃借は、事実上の領地經營の請負であり、賃借人の領地利用権には様々な制約が課されていたが、農奴解放後には36年までの長期賃借が許された⁽⁴⁰⁾。このような長期賃借においては、賃借人は、「自分の判断で領地を自由に占有し、管理する完全な権利、また、賃借する土地の地表のみならず、地下からも収入を得る権利」を有していた⁽⁴¹⁾。特によく見られたのは、領地所有者がユダヤ人から資金の融資を受け、融資額が返済されるまでの間、ユダヤ人が領地を担保として管理するという形の長期賃借であった。当初から融資金の返済が全く計画されていない事例もしばしばあり、この場合、領地は恒久的にユダヤ人の管理下に置かれた。事実上領地購入と変わらない、このような長期賃借によってユダヤ人が管理することになった領地は極めて多く、右岸ウクライナ全体で少なくとも総面積6万デシャチナに及んだという⁽⁴²⁾。農奴解放後の右岸ウクライナは、ロシア帝国の版図の中でも、資本主義的・企業家の領地賃借が最も発展した地域であった⁽⁴³⁾が、右岸ウクライナの長期賃借人の大部分はユダヤ人であった⁽⁴⁴⁾。

その他にロシア人の名義貸しも、ユダヤ人が領地を購入する方法として使われた。これは、右岸ウクライナで優先的に領地を購入する権利を与えられていたロシア人、特に官吏が、当初からユダヤ人に引き渡す目的で、自分の名義で領地を購入するというものである。彼らが購入した領地はもちろん契約後直ちにユダヤ人に引き渡された⁽⁴⁵⁾。

6. 農奴解放後のユダヤ人による領地賃借経営

以上のように、ユダヤ人は農奴解放後、いくつかの抜け道はあったものの、法的には領地購入は許されず、領地の賃借のみを許されていた。以下では農奴解放後のユダヤ人による、非常によく見られた期限3年程度の領地賃借経営について検討する。

農奴解放後に許可されたばかりのユダヤ人による領地賃借は急速に増大し、1860年代末には右岸ウクライナの3県全てにおいて、私的所有地総面積の一割前後にも及んだという⁽⁴⁶⁾。表1と表2とは1880年代のポドリヤ県とヴォルィニ県とのユダヤ人賃借地面積に関する資料だが、これによれば、両県の領地面積の10%以上、郡によっては実に50%近くがユダヤ人の賃借下にあったことになる。ユダヤ人が賃借したこれらの領地の経営内容はよくわからないが、賃借契約の中にしばしば、一定量の施肥や家屋修復を義務付ける文言が見られた⁽⁴⁷⁾ ことから考えると、少なくともその一部は、農奴解放前と同じく、事実上の経営請負だったと思われる。

しかし、19世紀後半には、ユダヤ人による領地賃借経営は領地を荒廃させてるので、規制するべきである、という主張が見られるようになる⁽⁴⁸⁾。はたして、この「領地の荒廃」という指摘は事実であろうか。ユダヤ人は農奴解放前には主に酒造用穀物の入手のために、クレステンツィヤという契約で領地を賃借していた。それが可能になったのは、領主の側に、ユダヤ人に領地を賃貸しても領地が荒廃しないという認識があつたためであろう。農奴解放前には、領地を賃借しても荒廃させなかつたユダヤ人が、農奴解放後には突如として経営方針を変えたというのも妙な話である。

加えて、次の理由からも、ユダヤ人による賃借経営が領地の荒廃をもたらすという主張の根拠は薄弱である。すなわち、例えば、ユダヤ人が領地を賃借すると、領地内の森林を勝手に伐採して木材として売却してしまうという主張が随所に見られる⁽⁴⁹⁾が、ポーランド人貴族が領地を賃借した場合にも同様の事件が起きている⁽⁵⁰⁾。ユダヤ人が耕地混在を利用して農民の土地用益権を侵害したという主張もある⁽⁵¹⁾が、これもポーランド人領主と農民との間で頻繁に生じた係争であり⁽⁵²⁾、ユダヤ人に独特のものではない。

ユダヤ人から金を借りた農民が債務奴隸化されたという主張がある⁽⁵³⁾が、そういった事例が部分的に見られたとしても、領地内で必要とされる労働力の大部分を債務奴隸化で確保できたはずもなく、実際にユダヤ人の農民債務奴隸化の大規模な事例は、管見の限り報告されていない。そもそも、右岸ウクライナの農民はポーランド人貴族に対して抱いていた劣等感とは裏腹に、ユダヤ人に対しては差別感情に基づく優越感を持っており、雇用主たるユダヤ人にも罵詈雑言を浴びることがあったとされている⁽⁵⁴⁾。このような農民は債務奴隸にはなりえないだろう。

狭義の農業経営にかかるユダヤ人批判としては、彼らの領地賃借が、多くの場合、3年と

いう短期であることから、彼らが領地所有者の手に領地を返還するまでの間に、多額の資本を投下して施肥をはじめとする土壌改良を行って、領地の実質的な価値を増大させたり、あるいはせめて賃借開始時と同様の価値を維持するようにはせず、投資を極小化して、せいぜい自分が賃借しているわずかな期間だけ、それなりの収穫があがればいいと考えて、領地の荒廃を顧みなかつたというものがある⁽⁵⁵⁾。

しかし、たとえ賃借期間が短期であるとしても、ユダヤ人による領地賃借が郡によっては私的所有地全体の半分にも及ぶとすれば、やがては二度、三度と重ねてユダヤ人の賃借下に置かれる領地も出てきたはずで、ユダヤ人自身にも損害をもたらしかねない領地の荒廃が放置されたはずもない。さらに、たとえ略奪的な経営があったとしても、それはポーランド人貴族によるものも含めて領地賃借一般について指摘されており⁽⁵⁶⁾、ユダヤ人に独特なものではない。

以上のようにユダヤ人による領地賃借経営の有害性についての議論は、ほとんど全てポーランド人が自ら所有ないし賃借した領地を経営する場合にもあてはまるのであって、特にユダヤ人に由来することではないのである。

ただし、ユダヤ人の経営については、具体的な批判がもう一つある。それは、ユダヤ人の賃借人が多くの場合自ら役畜を有さず、役畜を有する農民に耕作を請け負わせるか、あるいはやはり役畜を有する農民に領地を分割して賃借し（いわゆるまた貸し）、自らは経営を行わなかつたというものである。これによってユダヤ人が領地を賃借すると、特にひどく領地が荒廃したというのである⁽⁵⁷⁾。このような主張が正しいかどうかを検討してみよう。

図1、図2は1880年代のポドリヤ県とヴォルィニ県の各郡を私的所有地総面積中のユダヤ人賃借地の比重が低い順番に並べて、所有者の身分別に所有馬数の割合を示したものである。ただし、どちらの図も一番上に全県合計の数値を示している。この図のユダヤ人賃借地のデータは前掲の表1、表2からとっている。馬は農民所有馬、私的所有者所有馬、都市民所有馬に分類されている。「私的所有者」、「都市民」という分類がはたして居住地を示すものなのか、それとも身分を示すものであるのかは判然としない。したがって、ユダヤ人所有馬と旧領主所有馬とを明確に区分することは不可能である。しかしながら、ユダヤ人も旧領主も農民ではないことは明白である。なぜなら、表1、表2で言う農民とは農村共同体の成員を指しているからである。そこで、ここでは農民所有馬とそれ以外の馬との区別を問題にする。

もし、ユダヤ人が自らは馬を全く所有せず、役畜所有農民に農作業を請け負わせるなり、土地のまた貸しを行なうなりするのであれば、ユダヤ人が賃借している土地、特に経営体としての領地には、その領地に付属する旧領主（＝現領地所有者）所有の役畜やユダヤ人自身が所有する馬はないはずである。そして旧領主およびユダヤ人所有の馬は、その全部が、私的所有者および都市民の所有する馬として図中に現れるはずである。したがって、私的所有地総面積に対するユダヤ人賃借地の比重が高い郡では、その分、馬全体の中での私的所有者および都市民所有の馬の比重が低く、逆に農民所有馬の比重が高いはずである。

しかし、図1、図2を見る限り、ユダヤ人賃借の多少と農民所有馬の比率の間には何の相関関係も見られない。このことが意味するのは、ユダヤ人が賃借した領地でも、ポーランド人が自

ら経営する領地でも、農民の馬と領地経営者側の馬—それが本来の領地所有者の馬である、領地賃借人の馬である—との数的比率は変わらなかったということである。したがって、全体としてみれば、ユダヤ人による賃借経営がポーランド人による経営と比較して、特に農民への経営委託あるいはまた貸しといった形態を選好していたとは考えられない。したがって、この選好を前提とした、ユダヤ人が賃借した領地が特別ひどく荒廃するという議論は成立しない。

最後に、ユダヤ人による領地経営の事例を一つ上げて、その経営内容が非ユダヤ人の経営と異なっていたかどうかを検討してみたい。このような資料は極めて少ないが、ここにあげるのはユダヤ人が経営する会社形式の砂糖工場が領地を賃借して経営を行っている事例である。これはポドリヤ県ガイシン郡のクラスノセリコフ砂糖工場会社（Товарищество Красносельковского свекло- сахарного завода）であり、その重役会は1905-1906年の砂糖産業年鑑によれば、エリ・イ・プロツキー（Л. И. Бродский）、ヴェ・ゲ・ギンツブルグ（В. Г. Гинцбург）男爵、ユ・エス・ドレイフス=プロツキー（Ю. С. Дрейфс- Бродский）からなっていた⁽⁵⁸⁾。前二者はいずれも著名なユダヤ人実業家である。

1906-1907年度には、この工場はポドリヤ県ガイシン郡クラスノセリコフ郷チエルニヤトカ（Чернятка）大村のデ・ヤ・ルセツキー（Д. Я. Русецкий）の領地1,139デシマチナをそっくりそのまま賃借しており、そこでは四圃制農業がおこなわれていた。輪作のサイクルは二種類あり、一方は休耕地、小麦、甜菜、春播作物というサイクルで、他方は休耕地、甜菜、エンドウマメ、小麦というものである。ただし、二つのサイクルの面積比重は不明である。耕地総面積中の主な項目の比重を上げると、小麦29%、甜菜17%、休耕地28%となっており、この比率は近隣のほかの農場とほとんど変わらない。また、分益小作は一切行われていない。農業労働者を雇用するのは農繁期だけである。また、農作業に使われる経営者側の役畜は十分なので、農民の役畜は運搬作業と脱穀にしか使われていない。ただし、経営者側の役畜が賃借人のものなのか、それとも本来の領地所有者のもののかは、資料に言及されていない⁽⁵⁹⁾。

さらに、この資料には経営指標として耕地1デシマチナあたりの農具への投資額および役畜1頭あたりの耕地面積があげられているが、これらの数値を、同じ資料に掲載された合計41領地（チエルニヤトカ領地を含む）の平均と比較したのが表3である。チエルニヤトカ領地の農具への投資額は耕地1デシマチナあたり13ルーブリ70コペイカ、役畜1頭あたりの耕地面積は7.01デシマチナとなっており、これらの数値は領地所有者直営農場にはやや劣るが、非ユダヤ人経営がほとんどである賃借経営領地一般と比較した場合、決して見劣りするものではない。少なくともこの事例によれば、ユダヤ人経営の企業が賃借する領地の経営は、ポーランド人経営の領地と大きく変わることはないのである。

以上のように、農奴解放後のユダヤ人による領地賃借経営も、同時代の反ユダヤ的な多くの記述の伝えるところとは異なって、ポーランド人貴族の経営に比べて、特にひどい荒廃をもたらしたとは考えられない。

7. 小括

右岸ウクライナのユダヤ人による領地賃借経営は、農奴解放前には非合法化されたクレステンツィヤという形で、あるいはポーランド人貴族による場合と同様の領地賃借という形で行われていたが、どちらも領地経営の一部ないし全部の請負に他ならなかった。農奴解放後にユダヤ人による領地賃借経営は法的に許可されたが、それは、ポーランド人貴族による領地経営と本質的に変わらず、特に略奪的なものとは言えなかつたのである。

表1 1880年代のポドリヤ県のユダヤ人土地賃借

郡名	ユダヤ人 賃借地数	ユダヤ人 賃借人数	ユダヤ人賃借地 総面積 (デシャチナ)	私的所有地総面積 (デシャチナ)	私的所有地総面積中のユダヤ人 賃借地面積の比重 (%)
プロスクロフ	56	資料なし	42,035	114,947	36.57
モギレフ	20	資料なし	27,430	118,159	23.21
ウシツア	42	資料なし	23,964	110,926	21.60
カメネツ	62	資料なし	25,607	139,167	18.40
ヴィンニツツア	20	資料なし	20,239	126,944	15.94
リティン	44	資料なし	20,095	151,150	13.29
バルタ	36	資料なし	33,414	290,881	11.49
ヤムポリ	45	資料なし	15,715	144,472	10.88
レティチエフ	29	資料なし	7,782	84,446	9.22
ガイシン	20	資料なし	10,732	123,473	8.69
プラツラフ	15	資料なし	7,456	86,509	8.62
オリゴボリ	5	資料なし	5,636	159,206	3.54
全県	424	資料なし	240,108	1,650,280	14.55

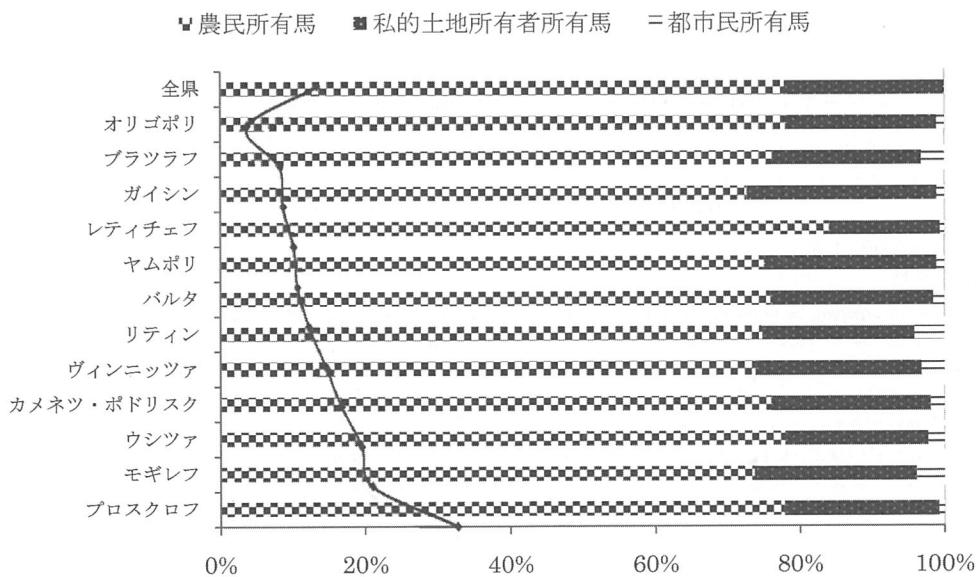
ユダヤ人の土地賃借に関する資料は、*Сборник сведений о подольской губернии*, вып. II, Каменец-подольск, 1882, стр. 56. より引用。1881年の数値であり、1 デシャチナ未満の端数は切り捨てである。また、私的所有地総面積は1877-78年の数値であり、*Статистика поземельной собственности и населенных мест европейской России*, вып. III. Губернии малороссийские и юго-западные, СПб., 1884, стр. 186-187. より引用。貴族領主のみならず、全ての身分の私的所有地を含んでいるが、ほとんどは貴族所有地である。私的所有地総面積中のユダヤ人賃借地の比重は筆者が算出した。

表2 1880年代のヴォルィニ県のユダヤ人土地賃借（500デシャチナ以上の土地を所有する私的所有者）

郡名	ユダヤ人 賃借地数	ユダヤ人 賃借人数	ユダヤ人賃借地 総面積 (デシャチナ)	私的所有地総面積 (デシャチナ)	私的所有地総面積中の ユダヤ人賃借地面積の 比重 (%)
ルツク	資料なし	72	127,913	261,738	48.87
クレメネツ	資料なし	18	36,429	79,154	46.02
オストロック	資料なし	20	29,304	75,408	38.86
スタロコンスタンティノフ	資料なし	26	21,877	70,119	31.20
ドゥブノ	資料なし	27	36,117	143,183	25.22
ノヴォグラード・ヴォルインスク	資料なし	28	76,802	323,088	23.77
ヴラディミル・ヴォルインスク	資料なし	21	27,072	157,115	17.23
コヴェリ	資料なし	25	19,232	132,371	14.53
ジトミル	資料なし	32	54,471	384,589	14.16
オブルチ	資料なし	14	31,222	251,830	12.40
ザスラフ	資料なし	17	12,909	120,811	10.69
ロヴノ	資料なし	8	13,654	451,761	3.02
全県	資料なし	308	487,002	2,416,167	20.16

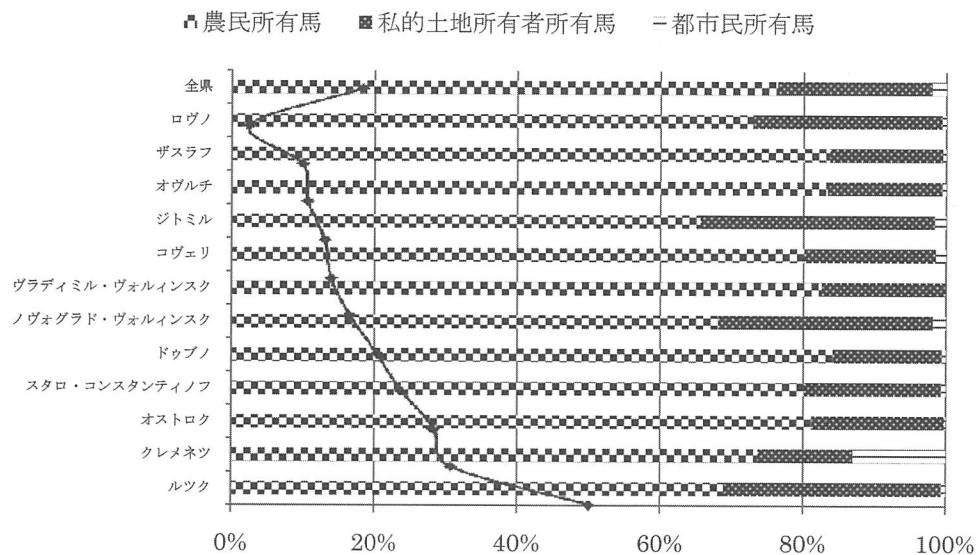
A. Забелин (Сост.), Военно-статистическое обозрение волынской губернии, ч. I, 1887, стр. 224.より引用。1883年または1884年の数値と推測される。表1とは異なり、一人当たり500デシャチナ以上の土地を所有する私的所有者のみかかわるものである。貴族領主のみならず、全ての身分の私的所有地を含んでいるが、ほとんどは貴族所有地である。

図1 1880年代のポドリヤ県のユダヤ人による私的所有地賃借と馬総数中の所有者身分別馬所有比率



折れ線グラフは1880年代の各郡の私的所有地総面積中のユダヤ人賃借地の比重を示す。出典は表1と同じ。帯グラフで示した各身分別馬所有比率は1882年の数値で、Сборник сведений о подольской губернии, вып. II, Каменец-Подольск, 1882, стр. 150.より算出。成駒、幼駒を合計した数値で、農耕用益馬のみではない。なお、右岸ウクライナでは去勢牛が農耕に用いられるケースもあるが、これについては資料を得ることができなかった。

図2 1880年代のヴォルイニ県のユダヤ人による私的所有地賃借と馬総数中の所有者身分別馬所有比率



折れ線グラフは1880年代の各郡の私的所有地総面積中のユダヤ人賃借地の比重を示す。出典は表2と同じ。帯グラフで示した各身分別馬所有比率は1882年の数値で、A. Забелин(Сост.), *Военно-статистическое обозрение волынской губернии*, ч. I, 1887, стр. 266. より算出。成獣、幼獣を合計した数値で、農耕用益馬のみではない。なお、右岸ウクライナでは去勢牛が農耕に用いられるケースもあるが、これについては資料を得ることができなかった。

表3 チェルニヤトカ領地と右岸ウクライナ41領地の経営指標比較

	チェルニヤトカ領地	直営28領地平均	賃借13領地平均	全41領地平均
耕地面積 1 デシャチナ 当たりあたりの農具への 投資額	13ルーブリ 70コペイカ	14ルーブリ 61コペイカ	12ルーブリ 45コペイカ	13ルーブリ 92コペイカ
役畜（牛馬合計） 1頭 当たり耕地面積	7.01デシャチナ	7.13デシャチナ	8.93デシャチナ	7.70デシャチナ

Материалы по аграрно-экономическому исследованию юго-западного края, Гайсин, 1909, стр. 10, 15, 18-19, 22, 25, 30-31, 34-35, 39, 47, 50-51, 54, 57, 60, 63, 66, 70, 74, 77, 80, 83, 87, 91, 94, 102, 106-107, 111, 115, 119, 122, 119, 122, 125, 129, 133, 136, 141, 149, 154, 158, 166, 170, 172, 175. より引用および算出。ただし、平均値は、各領地についてあげられている数値を単純に合計して領地数で除したものであり、領地面積の大小は考慮していない。直営領地にも賃借經營領地にも個人が經營するものと、企業が經營するものがある。耕地面積に対する農具投資額が多額であればあるほど、また役畜1頭あたりの耕地面積が小さければ小さいほど、經營に多額の資金が投入されていることを示す。なお、氏名から判断できる限りでは、直営28領地の所有者は全て非ユダヤ人であり、賃借13領地の賃借人(社)はユダヤ人が重役会に含まれているものが1社(チェルニヤトカ領地)のほかは、非ユダヤ人が10人(社)、不明が2人(社)である。

注

- (1) 高尾千津子「ロシアのユダヤ人」、原暉之他編『スラブの民族』弘文堂、1995年、176-177頁。*Труды этнографическо-статистической экспедиции в западно-русский края*, т. VI, СПб., 1872, ч. I, Еврей юго-западного края, отд. III, стр. 208.
- (2) たとえば、次のような記述である。「これ（=居酒屋、引用者）はユダヤ人の掌中の万能道具であり、これで彼らは農民を完全な奴隸状態に置く」。А. Забелин (Сост.), *Военно-статистическое обозрение волынской губернии*, ч. I, 1887, стр. 147.
- (3) 次の文はその一例である。「昨年春の対ユダヤ人暴動（=1881年のポグロム）は、証拠が挙がっている通り、純粋に経済的な原因で生じたものだが、ユダヤ人の賃借や農民搾取の諸問題がいかに悪化しており、適切な手段での事前治療をいかに必要としていたかについての最前の証左である」。И. Рудченко (Сост.), *Записка о землевладении в юго-западном крае*, Киев, 1882, стр. 174.
- (4) 原暉之「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」『愛知県立大学外国語学部紀要』第8号、1973年、7頁；高尾「ロシアのユダヤ人」、177頁。
- (5) たとえばア・ワシリチコフ公は、右岸ウクライナにおける領地賃借の著しい発展を論じるにあたって、賃借されている領地の大部分がユダヤ人の手中にあると述べている。А. Васильчков, *Землевладение и земледелие в России и других европейских государствах*, СПб., 1876, т. I, стр. 516, 517.
- (6) たとえばブリュメンフェルトは、左岸ウクライナや新ロシアでのユダヤ人による農業経営について具体的な数値をあげて、右岸ウクライナでもユダヤ人による領地賃借が許されると論じている。Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении и аренде у евреев, *Еврейское обозрение*, июль, 1884, стр. 21-24.
- (7) たとえばВ. П. Іхтюсський, Матеріали до історії євреїв на Київщині, Волині та Поділлі за першої половини XIX ст., *Збірник праць єврейської історично-археографічної комісії*, т. II, Київ, 1929.
- (8) А. М. Анфимов, *Земельная аренда в России в начале XX века*, Москва, 1961.
- (9) ただし、分割前のポーランドにおけるユダヤ人の領地賃借をめぐっては次の研究がある。M. J. Rosman, *The Lord's Jews*, Cambridge, 1990.
- (10) 原暉之「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」；同「半ユダヤ主義とロシア・ユダヤ社会—革命前ロシアの一—」『思想』642号、1977年12月；同「ロシアの社会運動とユダヤ人問題」『えうみ』3号、1976年；高尾千津子「ガブリール・デルジャーヴィンのユダヤ人に関する『意見』（1800年）」山本俊朗編『スラヴ社会とその周辺』ナウカ、1992年；同「ソビエトにおける『シュテットル問題』とその解決」ソビエト史研究会編『旧ソ連の民族問題』木鐸社、1993年；同前掲「ロシアのユダヤ人」；同『ソ連集団化の原点』彩流社、2006年；中谷昌弘「1881年ポグロム後の帝政ロシアのユダヤ人問題に関する一考察」『ロシア史研究』第61号、1997年9月；同「1905年10月のポグロムに関する一考察」『現代社会文化研究』（新潟大学大学院社会文化研究科）第12号、1998年9月；同「ポグロムの社会経済史的背景(1)—19世紀後半におけるロシア・ユダヤ人の人口動態—」『現代社会文化研究』（新潟大学大学院社会文化研究科）第17号、2000年3月など。
- (11) 日南田静真『ロシア農政史研究』御茶の水書房、1966年、301頁。
- (12) 増田富壽『ロシヤ農村社会の近代化過程』第二版、1975年、250頁。
- (13) *Статистическое описание киевской губернии*, ч. II, СПб., 1852, стр. 304-305, 307,336.
- (14) М. И. Корнилович, Бібліковські обо'язкові інвентарі й селянство в Володимирському повіті на Волині, *Український археографічний збірник*, т. I, Київ, 1926, стор. 220; А. З. Барабой, Правобережная Украина в 1848 г. *Исторические записки*, т. 34, 1950, стр. 101-102; А. З. Барабой, Обезземелення поміщиками кріпосних селян подільської губернії і посилення експлуатації їх в період між «інвентарою» і «селянською» реформами (історико-статистична розвідка), *Наукові записки інституту історії*, т. 12, 1958, стор. 83.
- (15) 日南田静真『ロシア農政史研究』311、320-321頁。

- (16) А. З. Барабой, *Обезземелення*, стор. 93.
- (17) И. Рудченко, *Записка*, стр. 10; А. Забелин, *Военно*, ч. I, стр. 132; Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении и аренде у евреев, *Еврейское обозрение*, июнь, 1884, стр. 36-38; Анон, Обозрение киевской, подольской и волынской губерний с 1838 по 1850 г., *Русский архив*, кн. III, стр. 7.
- (18) たとえば、1496年、1678年、1775年の基本法がそうである。И. Рудченко, *Записка*., стр. 10; Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июнь, стр. 32, 41-42.
- (19) *1-e П. С. З.*, т. XXVIII, № 21547 (1804年12月 9日)。Аренда（賃借）という言葉は、ポーランド語では一般に居酒屋の賃借を意味していたが、ロシア語ではあらゆる施設の賃借一般を示していたので、1804年の法令の「賃借経営の禁止」の意味はあいまいだった。そこで政府は1805年12月12日の法令 (*1-e П. С. З.*, т. XXVIII, № 21697. ただし、筆者未見) により、「賃借経営の禁止」をより広い意味で理解するべきものとした。J. D. Klier, *Russia gathers her Jews: The Origins of the 'Jewish Question' in Russia, 1772- 1825*, Dekalb II, 1986, pp.146- 147.
- (20) И. Рудченко, *Записка*., стр. 36; Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июнь, стр. 32; *1-e П. С. З.*, т. XXXVI, № 27740a (1819年 3月27日).
- (21) В. П. Іхтюсський, Матеріяли., стор. 301-302.
- (22) *1-e П. С. З.*, т. XXXVI, № 27740a (1819年 3月27日).
- (23) *1-e П. С. З.*, т. XXXVIII, № 29420 (1823年 4月11日).
- (24) *1-e П. С. З.*, т. XL, № 30543 (1825年10月22日).
- (25) *2-e П. С. З.*, т. X, № 8054 (1835年 4月 3日).
- (26) *2-e П. С. З.*, т. XV, № 13547 (1840年 6月12日).
- (27) *1-e П. С. З.*, т. XXXVI, № 27740a.
- (28) И. Рудченко, *Записка*, стр. 36; А. Забелин, *Военно*, ч. I, стр. 135; Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июнь, 1884, стр. 32-33; J. D. Klier, *Russia*, pp. 168. なお、右岸ウクライナでのユダヤ人の酒造所経営はポーランド王国時代から行われており(高尾千津子「ガブリール・デルジャーヴィン」101頁)、ポーランド分割後も許可されていたものと思われる。というのは、右岸ウクライナの全土が最終的にロシア領となった1793年3月27日に、これらの地域に関して発布された法令 (*1-e П. С. З.*, т. XXIII, № 17108.) の中で、ユダヤ人の社会・経済的な権利義務が、ロシア編入後もポーランド時代と同等の扱いをされるものと規定されているからである。その後、1804年12月8日の法令の中ではユダヤ人の農村における賃借一般が禁止されている(第3章第34節)一方、ユダヤ人による工場賃借経営は奨励されており(第2章第20節、第22節)、酒造所経営に対する当局の姿勢はあいまいである。また、1845年8月15日の法令及び1855年12月5日の法令は農村でのユダヤ人による酒造所経営を禁止したと言われている(A. Забелин, *Военно*, ч. I, стр. 139; М. Мыш, Борьба правительства с питейным промыслом евреев в селах и деревнях, *Восход*, 1881, № 9, стр. 5)が、農奴解放後の1863年3月18日の法令 (*2-e П. С. З.*, т. XXVIII, № 39386.) でこの禁止は解かれた。ユダヤ人による酒造業支配はその後速やかに発展し、1869年には右岸ウクライナの酒造所の9割以上がユダヤ人の経営下にあり、そのほとんどが賃借によるものであったという(*Труды*, т. VI, ч. I, отд. III, стр. 191.)。なお、クレステンツィヤ契約には酒粕での家畜肥育が含まれるが、これによる収入は酒販売額の一割程度にはなった(*Статистическое описание*., ч. III, стр. 86-87.)。農奴解放後、あるユダヤ人酒造所賃借人は、酒の販売利益を賃借料として酒造所有者に支払ったとしても、酒粕による家畜飼育の利益だけで十分採算がとれたと述べている(*Труды*, т. VI, ч. I, отд. III, стр. 192.)。
- (29) *Статистическое описание*., ч. II, стр. 279-290. 領地台帳規則については、拙稿「右岸ウクライナにおける領地台帳改革」(『社会経済史学』第61巻6号、1996年3月)を参照されたい。
- (30) П. А. Зайончковский, *Отмена крепостного права в России*, 3-е изд., переработанное и дополнительное, М., 1968, стр. 141 (邦訳 ペ・ア・ザイオンチコーフスキーア著、増田富壽・鈴木健夫共訳『ロシアにおける農奴制の廃止』

- 早稻田大学出版部、1983年、154頁).
- (31) 2-e П. С. З., т. XXXVI, № 36674 (1861年2月19日).
- (32) 2-e П. С. З., т. XXXVII, № 38214 (1862年4月26日).
- (33) 2-e П. С. З., т. XXXVII, № 38214.
- (34) П. А. Зайончковский, *Отмена крепостного права*, стр. 214, 226 (前掲邦訳 233、244頁).
- (35) 松里公孝「右岸ウクライナにおけるポーランド・ファクター」『スラヴ研究』第45号、1998年3月、107頁。
- (36) И. Рудченко, *Записка*., стр. 77.
- (37) 2-e П. С. З., т. XXXIX, № 41039.
- (38) Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июнь, стр. 43. 少なくとも右岸ウクライナでは、ユダヤ人賃借に関する規定は、ユダヤ人というよりはポーランド人領主を標的としていた。1804年の「ユダヤ人に関する規定」も、賃借経営を行っているユダヤ人に対する处罚よりも、それを許したポーランド人領主に対する处罚の方を重く定めている。1-e П. С. З., т. XXVIII, № 21547. 第35項。
- (39) И. Рудченко, *Записка*., стр. 108-113.
- (40) 2-e П. С. З., т. XXXVI, № 36674. 第2章第3節
- (41) И. Рудченко, *Записка*., стр. 121; *Труды*., т. VI, ч. I, отд. III, стр. 185-186.
- (42) И. Рудченко, *Записка*., стр. 122-125; К. А. Фу-ман, К вопросу о приобретении земель евреями, *Русский еврей*, № 40, 1880, 1 октября, стр. 1569.
- (43) А. М. Анфимов, *Земельная аренда*., стр.32.
- (44) Васильчиков, *Землевладение и земледелие в России*., стр. 516.
- (45) Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июнь, стр. 35; И. Рудченко, *Записка*., стр. 126-131.
- (46) Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июнь, стр. 35; *Труды*., т. VI, ч. I, отд. III, стр. 182-183.
- (47) А. М. Анфимов, *Земельная аренда*., стр.35.
- (48) И. Рудченко, *Записка*., стр. 164-165; Д. Войков и В. Загоскин, *Киевская губерния: статистические сведения о распределении землевладения, о ценности имений и о крестьянском деле*, СПб., 1867, стр. 119.
- (49) А. Забелин, *Военно*., ч. I, стр. 225; Анон, Обозрение., стр. 17.
- (50) Н. М. Дружинин, *Государственные крестьяне и реформа П. Д. Киселева*, т. I, М.-Л., 1946, стр. 436.
- (51) Анон, Житомир 14-го августа, *Волынь*, № 64. 15 августа 1885.
- (52) 拙稿「右岸ウクライナにおけるセルヴィトゥート（地役権）問題」（『ロシア史研究』第54号、1994年）を参考されたい。
- (53) *Труды*., т. VI, ч. I, отд. III, стр. 184; К. А. Фу-ман, К вопросу., стр. 1566-1567.
- (54) 同様の事例は左岸ウクライナでも見られた。*Труды*., т. VI, ч. I, отд. III, стр. 185; В. Варзер, Евреи- арендаторы в черниговской губернии (очерки из экономического быта Малороссии), *Отечественные записки*, 1978, № 10, октябрь, стр. 197; К. А. Фу-ман, К вопросу о приобретении земель евреями, *Русский еврей*, № 41, 1880, 8 октября, стр. 1607.
- (55) *Труды*., т. VI, ч. I, отд. III, стр. 185; А. Забелин, *Военно*., ч. I, стр. 225; Д. Мансфельд, К вопросу о приобретении имений евреями в юго- западном крае, *Записка императорского общества сельского хозяйства южной России*, 1876, кн. 1, стр. 76-77; Г. Ф. Блюменфельд, О землевладении., июль, стр. 14.
- (56) *Статистическое описание*., ч. III, стр. 277; Д. Войков и В. Загоскин, *Киевская губерния*., стр. 119; А. З. Барабой, Правобережная Украина в 1848 г., стр. 102; А. М. Анфимов, *Земельная аренда*., стр.32, 34. 領地の荒廃を防ぐため、1853年12月25日の法令（2-e П. С. З., т. XXVIII, № 27805. ただし筆者未見）により、右岸ウクライナを含む帝国西部全体で領地賃借が完全に禁止された。В. И. Семёвский, *Крестьянский вопрос в России в XVIII и первой половине XIX века*, т. II, СПб., 1888, стр. 508. ただし、この規定がその後どうなったのかは不明である。

- (57) *Труды..*, т. VI, ч. I, отд. III, стр. 185; А. Забелин, *Военно..*, ч. I, стр.225.
- (58) М. А. Толпигин (сост.), *Ежегодник по сахарной промышленности Российской империи за 1905- 1906 г.*, Киев, 1907, стр. 34.
- (59) *Материалы по аграрно- экономическому исследованию юго- западного края*, Гайсин, 1909, стр.22-24.